

令和7年生駒市農業委員会10回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和7年10月10日(金)午後2時00分

会議開催場所 市役所 大会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子 2番 奥野 通孝

3番 田中 良治 4番 稲葉 健三

5番 今井 正徳 6番 岩前 利典

7番 松尾 克巳 8番 岡田 啓秀

9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄 影林 則昭

池田 典夫 池谷 初英

前田 隆男 棚田 秀治

谷野 諭

説明者 事務局 局長 松井 伸幸

係長 塚崎 智茂 主査 田所 智

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

- 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
- 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について

報告事項

- 農地法第3条の規定による使用貸借契約の解約通知について
- 農地の時効取得について
- 公共による農地の一時使用について
- 農地の転用事実に関する照会について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約にかかる資料

○ 農業委員会業務必携

○ 農業通信

○ 生駒市農業祭予定表

○係長 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と1番 山角委員、2番 奥野委員にお願いしたい。

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請がされたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-1)で、奈良交通出店バス停の東約70mのところにある南田原町地内の農地

申請理由について

本農地は令和7年7月4日付けで農地法18条の6にて、農地の賃貸借契約が双方合意の上解約された旨、8月の定例会時に報告させていただいた農地である。今般、耕作権の補償という形で、先ず譲渡人の一人から持分2分の1を所有権移転する事となり、本農地では引き続き水稻を作付けする予定である。

No.2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-2)で、新旧国道168号線が交わる出店北交差点の南約90mのところにある南田原町地内の農地

申請理由について

この農地も賃貸借契約の解約に伴う補償として所有権移転する事となり、当該農地では引き続き水稻を作付けする予定である。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.1は天野川の両国橋から南に行ったところにある農地で、現場確認に行った際は稻が植わっていた。No.2は天野川の四条畷側になるが地番は南田原町になっており、この農地にも稻が

植わっていた。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 No.1だが、残りの半分はどうするのか。
- 主査 もう一人の所有分は、令和8年度に残りを贈与すると聞いている。時期をずらして所有権移転をすることになるが、全て譲受人の名義になると聞いている。
- 委員 No.2だが、先ほど生駒市の住所になっているということだが、地図で見ると四条畷市にある。このような事例はほかにもあるのか。
- 主査 基本的に行政界は天野川を境にしているが、四条畷側に生駒市の農地が3筆ある。
- 委員 地図の行政界がおかしいだけじゃないのか。
- 主査 実際に農地は四条畷側にあった。
- 委員 普通は天野川が行政界だと思うのだが、この筆は生駒市ならば地図の行政界を変えておけばいいのではないか。
- 委員 境界線に近い農地は今後もこのような事があるかもしれないという事か。
- 主査 今後もこのような事例が出てくる可能性はある。特に、鹿畠町、上町と奈良市の行政界も複雑で、直接農地にかかることはないとは思うが、そのような事例がある可能性はある。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言
- 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼
- 主査 〔議案読み上げ〕
- 本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がされたものである。
- No.1～5の申請地の位置について
- 別紙位置図の地図番号(2)で国道168号線南田原交差点から東へ約300m進んだ先に位置する農地
- 申請理由について
- 近隣の事業者から資材置場として借りたいとの要望があったため、今般申請された次第である。
- 申請にあたって、雨水は主に自然浸透だが申請地北側には水路、南側には道路側溝があり、のみきれない分はそちらに流れることになっている。また、隣接に農地は無く、地元水利組合の同意がされていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。
- 次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。
- 現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300m²以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.1とNo.2は田で刈り取った跡があった。No.3～5は畑で果樹等が植わっていた。近くの事業所の方が資材置場及び駐車場として利用すると聞いている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 申請地のすぐ上で整地してバスを入れているところがあるが、そこは別のところか。

○主査 委員さんが言われたのは、以前4条の申請があったところだ。

○委員 今回の申請は、お店のようなものがある下の方になるのか。

○主査 その通りだ。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言

奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300m²以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

報告第1号 「農地法第3条の規定による使用貸借契約の解約通知について」

報告第2号 「農地の時効取得について」

報告第3号 「公共による農地の一時使用について」

報告第4号 「農地の転用事実に関する照会について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号 「農地法第3条の規定による使用貸借契約の解約通知について」

○主査 [報告読み上げ]

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。先ほど議案第1号でご審議いただいた2筆である。

報告第2号 「農地の時効取得について」

○主査 [報告読み上げ]

概要説明

この報告は、許可が不要な権利取得の内、時効取得がなされた農地につき、法務局から通知があつたことを報告しているものである。

時効取得とは、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を10年または20年占有することにより、その物の所有権を取得することである。

報告第3号 「公共による農地の一時使用について」

○主査 [報告読み上げ]

概要説明

この報告は、転用者が国や県、市町村である場合、農地法第5条第1項第1号に規定により、農地法の転用手続が不要であるが、そのままだと農業委員会として転用行為を把握することができないことから、農地転用の届出を出していただいているものである。

申請地は、地図番号(3)で、近鉄生駒線萩の台駅の西側約90mのところに位置する小平尾町地内の農地である。

現在国道168号線バイパス工事が行われており、それに伴う資材置場、施工ヤードとして一時使用することの報告である。

報告第4号 「農地の転用事実に関する照会について」

○主査 [報告読み上げ]

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があつた事案である。

No.1～3については、令和6年に第5条の手続きがなされたもので、今般地目変更の申請がされたものである。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第2号の届出者は農家ではないと思うのだが、その場合でも時効取得は成立するのか。

○主査 時効取得だが、農地法の許可がなくても善意無過失で10年、それ以外でも20年経てば時効取得が成立する。おそらく法務局の方に双方書類を提出し申請されれば時効取得が成立する。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

[「なし」の声あり]

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主査 生産緑地の取得の斡旋等について説明

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○議長 「その他」について事務局に依頼

○係長 農業通信・農業委員会業務必携・生駒市農業祭予定表について説明

○係長 令和7年度農地活用推進農地利用最適化研修会の案内

日時:令和8年1月15日(木)

時間:午後1時～午後4時

場所:いかるがホール 大ホール

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○係長 次回の日程について

定例会 令和7年11月11日(火)午後2時 市役所 401・402会議室

現地調査 令和7年11月5日(水)

10月31日(金)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時25分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和7年生駒市農業委員会第10回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会長 10番

農業委員 1番

農業委員 2番
